

1868	明治1. 1. 3	鳥羽・伏見の戦。戊辰戦争起こる(⑥19)
	1. 5	北陸道鎮撫総督府設置され、高倉永祐が総督、四条隆平が副総督に任命される(⑥20)
	1	幕府雇用のイギリス人鋳山技師ガワー、佐渡に来島。火薬発破法を伝える(④445⑥468)
	2. 1	幕府、越後幕領のすべてを会津・米沢・桑名・高田4藩の預所とすることを命じる(⑤760 ⑥27・45)
	2. 2	会津藩の酒屋陣屋で会津・長岡・村松・新発田・村上の5藩が会談し、新潟港の管理について申し合わせる(⑥44)
	2. 9	東征大総督が設置され、諸道鎮撫総督が先鋒総督兼鎮撫使と改められる(⑥22)
	2. 中	高橋竹之介・笠原勘之助(松田秀次郎)・二階堂保則ら、三島郡坂谷村で方義隊(のち居之隊)を結成する(⑤782 ⑥105)
	2. 下	新政府の要請により、新発田藩士400人余、入京する(⑥21)
	3. 1	長岡藩主牧野忠訓、鳥羽・伏見の戦いの帰趨をみて大坂をたち、江戸を経由し長岡に帰る。藩士を集め、禄制改革を発表する(⑤805)
	3. 6	出雲崎代官所支配下の村々、会津・高田・桑名藩預りとなることに反対、訴願のため代表2人が江戸に向かう(⑥30)
	3.1	水原代官所支配地が会津藩に引き渡される(⑥29)
	3.1	会津藩、陣屋の警備と村々の防御を目的として、魚沼地方の村役人を「郷兵」や「村兵」に取り立てる(⑤857 ⑥87)
	3.15	北陸道先鋒総督、高田に到着し、越後11藩の重臣を呼んで、藩主に勤王の請書・領内の簿籍等の提出を命じる(⑥24・30)
	3.19	北陸道先鋒総督軍、高田をたち江戸へ向かう。越後諸藩の重臣これに従う(⑥25・30)
	3.3	桑名藩主松平定敬、江戸を逃れ柏崎に到着。次第に藩士も集まり、柏崎は反政府勢力の拠点となる(⑥32)
	3. 下	会津藩小出島陣屋の藩兵と農兵、関東からの一揆波及に備え、上越国境に待機する(⑥89)
	4. 1	旧幕府軍脱走兵(古屋隊、のち衝鋒隊)約800人、水原から新潟に入り乱暴を働く(⑥32・33)
	4. 7	水戸藩脱走兵530人余、新潟に入り込む(⑥31・35)
	4.11	古屋隊、与板に押し掛け、軍資金1万両・兵糧米5000石を奪い取り、城下で略奪する(⑥33)
	4.14	大総督府、会津藩討伐のため薩摩ほか5藩に越後出兵を命じ、新発田藩など越後8藩にその加勢を命じる(⑥39)
	4.19	新潟裁判所が設置され、四条隆平が総督となる(⑥33)
	4.19	古屋隊、高田を通り新井宿に入る(⑥39)
	4.24	佐渡裁判所が設置され、滋野井公寿が総督となる(⑤775 ⑥36)
	4.26	高田藩、旧川浦代官所に入った古屋隊を砲撃する(⑥34)
	4. 下	会津藩兵約100人、佐渡に渡り乱暴する(⑤775 ⑥31)
	4	長岡藩河井継之助、慶応元年10月郡奉行就任以降、同2年番頭格、同3年奉行格、年寄役と昇進、この月家老本職となる(⑤804)
	④. 8	高田藩、新井の東山道総督府軍に対し勤王の意を表明、新政府軍の先鋒として働くことを誓う(⑥35)
	④.10	小木町問屋信濃屋、打ちこわしを受ける(⑤255)
	④.11	佐渡奉行所組頭中山脩輔、地役人・町人ら150人で迅雷隊を組織する(⑤775 ⑥32)
	④.14	佐渡奉行鈴木重嶺、江戸で高倉北陸道鎮撫総督に会い、佐渡の支配について懇願する(⑤774)
	④.17	北陸道鎮撫総督軍、高田に入る。東山道総督軍と軍議を開き、山道軍と海道軍の2隊に分かれ、長岡へ進軍することを決定(⑥39)
	④.18	佐渡奉行鈴木重嶺、王政復古の朝旨を奉戴する旨の請書を提出、奉行職を免じられ、佐渡奉行所廃止となる(⑤774)
	④.26	山道軍、魚沼郡千手を進発、雪峠で会津・旧幕府軍と戦う(⑥41)
	④.27	海道軍、鯨波で桑名藩兵を破り、29日柏崎に進駐する(⑥41)

	④.27	山道軍, 小千谷に進駐する(⑥41)。また, この日山道軍の別動隊, 会津の小出島陣屋を攻略する(⑥79)
	④.	このころから8月にかけて, 越後の民衆, 軍勢への物資供給, 人夫徴発の負担に苦しめられる(⑥85・88・481)
	5. 2	新政府軍, 小千谷に諸藩会議所を設け, 軍議を開いて長岡征討の体制を整える(⑥42・50)
	5. 2	長岡藩軍事総督河井継之助, 小千谷慈眼寺で軍監岩村精一郎と会見。嘆願書が却下され, 長岡藩, 徹底抗戦を決める(⑥53)
	5. 3	奥羽25藩, 同盟を決議, ついで5月4日長岡藩, 5月6日村上・村松藩などが加盟し, 奥羽越列藩同盟が成立する(⑥49・53)
	5. 3	山道軍, 長岡藩など同盟軍と榎峠で戦う。19日まで攻防を繰り返す(⑥55)
	5. 4	旧佐渡奉行所組頭中山脩輔, 佐渡警備のため渡海した会津藩士100人余を佐渡から退去させる(⑤775)
	5. 6	海道軍, 椎谷を占拠。15日出雲崎を攻略, その後, 三島郡関原に本営を置き, 信濃川対岸の蔵王・草生津に砲撃を開始する(⑥57)
	5. 6	魚沼郡田沢村の小前層, 鎮守社に集まり, 庄屋に夫食米の確保を要求, 22日にも騒ぎ立てる(⑥88・89)
	5.15	新発田藩, 米沢・仙台藩の強硬な申し入れにより, 奥羽越列藩同盟不参加の態度を翻し, 同盟に参加する(⑥53)
	5.16	魚沼郡浦佐一帯の小前約400人, 打ちこわしを行う(⑥91)
	5.19	新政府軍, 長岡城を攻略(⑥59), 戦火で家屋2511軒焼失(⑥80)
	5.19	柏崎民政局が設置される(⑥99)
	5.20～29	長岡藩領巻組で打ちこわしが発生, 曾根組にも波及する(⑥88・93)
	5.22	同盟軍, 桑名藩預地の加茂に集結する(⑥60)
	5.22	魚沼郡十日町の庄屋・年寄の居宅が打ちこわされる。26日には新田村庄屋宅, 28日に中条村の両庄屋宅が打ちこわされる(⑥90)
	5.28	与板城, 同盟軍の攻撃で焼失する(⑥62)
	5.29	新潟裁判所が廃止され, 越後府が設置される。知事代行に四条隆平が任じられる(⑥113)
	5.3	新潟奉行代理田中廉太郎, 新潟を米沢藩に引き渡す(⑥31)
	5	この月, 信濃川出水, 新潟平野大水害となる(⑥81・124)。洪水後, 信濃川分水の実現を求める運動活発化する(⑥125)
	5	このころプロシア人商人スネル, 同盟軍諸藩に武器・弾薬類を売り込むなど暗躍する(⑥63)
	6. 1	同盟軍, 新政府軍の今町(見附)仮本営を攻略する(⑥65)
	6. 1	米沢藩総督色部長門, 新潟統治の任につく(⑥63)
	6. 1	同盟軍の要請により加茂に向かった新発田藩の軍勢, 新津付近で領民に阻止されて城下に帰還, 同盟軍の疑惑をかう(⑥66・104)
	6.1～5	四条隆平, 柏崎市中を巡視する(⑥113)
	6. 4	同盟軍, 見附町を奪回, 新政府軍に協力した村人を捕縛・打首にする(⑥86)
	6. 7	新発田藩の数千人の領民, 同盟軍に釈明するため新発田城をたった藩主溝口直正の駕籠を再び阻む(⑥66)
	6.11	新発田藩, 同盟軍の強要により軍勢を見附方面に派遣, 19日新政府と激戦する(⑥66)
	7. 4	太政官, 旧佐渡奉行所組頭中山脩輔の願いを入れ, 中山脩輔・井上大蔵・岩間郁蔵に, 当分の間佐渡の取締りを命じる(⑤776)
	7.13	沼津藩, 上総移封により菊間藩と改称する(⑥170)
	7.25	長岡藩兵, 八丁沖から進軍し長岡城を奪回する(⑥67)
	7.25	新政府軍, 新発田藩領太夫浜に上陸。新発田藩, 同盟軍から離脱する(⑥68)
	7.27	柏崎県が設置され, 四条隆平, 知事に任じられるが辞退する(⑥113)
	7.29	新政府軍, 新潟町を占領(⑥71)。同日, 再び長岡を占領する(⑥70)

	7.29	三日市藩, 新政府軍に帰順する(⑥73)
	7.下	北辰隊(隊長遠藤七郎)が組織され, 以後, 金革隊(隊長小林政司)とともに長州藩干城隊に付属し, 各地を転戦する。同じころ新発田藩領内にも正気隊ほか草莽隊が組織される(⑥106)
	8. 2	三根山藩, 新政府軍に降伏する(⑥71)
	8. 3	西潟為蔵, 蒲原郡下田郷に進駐した新政府軍の金品強奪行為を非難する(⑥82)
	8. 4	村松藩, 新政府軍に降伏する(⑥72)
	8.11	村上藩, 新政府軍に降伏する(⑥75)
	8.12	黒川藩, 新政府軍に降伏する(⑥74)
	8.24	村松藩, 年貢半減令を領内各村に達する。このころ, 越後各地で年貢半減令が出される(⑥3・96・101)
	8.29~30	村松藩下田郷(鹿峠・長沢組)に農民一揆が起こる(⑥3・96)
	8	魚沼郡浦佐組の27か村, 小千谷民政局に郷元の不正を訴える(⑥92)
	9. 2	佐渡裁判所が廃止され, 佐渡県が設置される(⑥116・132)
	9. 8	四条隆平, 越後府知事となる。9月11日久我維摩, 柏崎県知事となる(⑥115)
	9.19~20	越後府, 各民政局の判事を三条に集め, 寺院における集会の禁止を決議する(⑥142)
	9.21	越後府が新潟府と改称される(⑥115)
	10.19	新発田藩, 軍制改革に着手し, 家老窪田平兵衛が軍事総奉行となる(⑥177)
	10.24~25	旧会津藩領小川荘で農民一揆が起こる(⑥3・98)
	10.27	新発田藩領中之島組52か村百姓惣代ら, 新政府軍に新発田藩役人の年貢二重取り, 大庄屋・村庄屋の不正等を訴える(⑤868)
	10.28	西園寺公望, 新潟府知事となるも赴任せず(⑥115)
	11. 5	柏崎県・佐渡県, 新潟府の管轄下に置かれる(⑥116・132)
	11. 7	新潟府の本庁が長岡に移動する(⑥115)
	11.14	旧佐渡奉行所組頭中山脩輔, 佐州参謀兼民政方長州藩士奥平謙輔に佐渡の支配を引き継ぐ(⑤776 ⑥132)
	11.16	新発田藩, 藩札の発行を許可される(⑥188)
	11.17	奥平謙輔, 佐渡県の行政改革に着手, 奥平配下の北辰隊員が行政機構の中樞を占める(⑥134)
	11.19	新潟港, この日開港する。佐渡夷港, 木柵波止場を急造し, 新潟港の補助港となる(⑤719・737 ⑥143・433)
	11.21	奥平謙輔, 佐渡の寺院の統廃合を命じる(⑥135)
	11	魚沼郡の庄屋39人, 227か村を代表して郷元制の廃止を小千谷民政局に嘆願する。12月, 郷元制廃止となる(⑥92)
	11	新発田藩, 大河津分水工事の着工を新潟府に訴える(⑥126)
	12. 7	新政府, 奥羽越の朝敵藩に対する一斉処分を断行する。長岡藩主牧野忠訓封土没収・謹慎, 前村松藩主堀直賀隠居・堀直弘村松藩の家督相続, 前村上藩主内藤信思謹慎を命じられる(⑥76)
	12. 9	三根山藩, 転封を命じられる。反対運動により, 明治2年12月4日中止となる(⑥77・180)
	12.17	高田藩, 藩札を発行する(⑥188)
	12.22	牧野忠毅, 2万4000石をもって長岡藩再興を許される(⑥77・169)
		◇蒲原郡吉田の今井家の土地集積高550町歩余に達する(⑤166)
1869	明治2. 1. 1	イギリス領事館, 新潟町勝楽寺に開設される(⑥435)
	1. 5	高田藩, この日から11日までに旧会津藩士1744人を市中に預かる(⑥78)
	1.16	糸魚川藩の内紛により家老が暗殺される(⑥185)
	1.2	薩長土肥四藩主, 版籍奉還を上表(1月23日発表)する(⑥172)
	1.2	関屋掘割騒動が起こる(⑥118・128)
	1.29	柏崎県が設置した目安箱に, 「眼政曲諸悪人」を揶揄する数え歌が投じられる(⑥201)

	2. 8	越後府、水原に再置され、壬生基修が知事となる(⑥118)
	2.22	柏崎県、越後府に併合され、佐渡県が越後府の管轄下に置かれる(⑥118)
	2.22	新潟府が新潟県と改称、管轄地を新潟町のみに限定される(⑥119)
	2.22	村松藩版籍奉還を上表する。以後、椎谷藩が3月20日、黒川藩が3月24日、糸魚川藩が4月8日、長岡藩・三根山藩が4月15日、新発田藩が4月27日、高田藩が5月2日、与板藩が5月3日にそれぞれ版籍奉還を上表する(⑥172)
	3. 9	越後府、蒲原郡地藏堂村に1県5藩2民政局の代表を集め、大河津分水工事についての实地調査を命じる(⑥131)
	3	新潟英学校開校する。外国人教師を招き英語教育を行う(⑥418・496)
	4. 7	イギリス帆船ステギ号、新潟開港後の最初の外国貿易船として入港する。この年の入港の外国船数18、輸出入総額1万4503円に達する(⑥435)
	4.17	越後府、大河津分水工事を全額官費で着工することを布告する(⑥132・247)
	4	佐渡鉱山が官営鉱山となる(⑥469)
	5.2	新潟県、越後府の指示により新潟港の米穀津留を決定する(⑥144・154)
	5	三島郡寺泊町に大河津分水工事を担当する治河会議所が設置される(⑥247)
	5	新潟運上所規則が制定され、10月4日新潟運上所が落成する(⑥433)
	5	佐渡鉱山、鉱山司佐渡支庁となる(⑥469)
	6.17	政府、諸藩の版籍奉還を許し、旧藩主を知藩事に任命する(⑥173)
	6.2	村上藩、重臣江坂与兵衛暗殺事件を機に、藩の内紛が表面化する(⑥182)
	6	長岡藩の小林虎三郎・三島億二郎、国漢学校を建てる(⑥176)
	6	越後府、神仏分離についての三か条の「御下知」を下す(⑥142)
	7. 3	長岡藩、産物会所を設置し、藩士扶助のため機業の育成をはかる(⑥192)
	7.23	越後府から佐渡が分離、佐渡県となる(⑥123・198)
	7.27	越後府、水原県と改められ新潟県を併合、壬生基修知事となる(⑥121・149・200)
	7	新潟の外国人警固のため、関屋衛閤を設置し、通行人を検査する(⑥150)
	7	越後府、国学者小池内広を社寺方調掛に任じ、神仏分離に取り掛かる(⑥142・522)
	8. 3	政府、新潟港で貨幣の真贋検査を実施する(⑥152)
	8.14	長岡藩、職制改革に着手する。8月21日与板藩も着手、この前後に越後諸藩でも実施(⑥171・175)
	8.14	糸魚川藩を清崎藩と改める(⑥160・170)
	8.2	新発田藩、農民から兵夫取立てを計画する(⑥178)
	8.25	水原県より柏崎県が分離され、同年10月27日新庄厚信が権知事となる(⑥121・198)
	8	新潟為替会社が設置される(⑥441・447)
	9. 3	糸魚川地方に贋金騒動が発生。群衆、商人宅を打ちこわす(⑥162)
	9. 7	高田藩、贋金と太政官札・藩札との交換をはじめ(⑥166)
	9.17	水原県、大河津分水工事の延期を決める(⑥249)
	9.18	村上藩、目安箱を置き、藩政への献言を求める(⑥176)
	9.29	小千谷・出雲崎・加茂など、越後の全民政局が廃止され、それぞれ水原・柏崎両県の出張所となる(⑥200)
	9	長岡藩、再度職制改革を実施する(⑥173)
	10. 3	壬生水原県知事更迭され、三条西公允が知事となる。また、この日に越後按察使が置かれる(⑥122)

	10. 8	水原県新潟分局, 外国人遊歩に関する仮条項を作成する((6)149)
	10.15	新発田藩, 真野原で軍事訓練を行う((6)178)
	10.2	新潟町の町民, 外国船の米穀積出しに抗議して騒動を起こす((6)146)
	10.29	与板藩, 学校を造営, 藩士のほか在町小前の者にも入学を許可する((6)176)
	10	新発田藩兵, 新潟戍兵に加えられる((6)146・150)
	10	小千谷民政局管下の魚沼・刈羽郡村々惣代, 小千谷県の設置を願い出る((6)203)
	11. 4	水原県, 蒲原郡曾根村に出張所を設けることを達する((6)205)
	12.1	新潟町に通商司支署が設置される。同じころ, 新潟商社会所も設置される((6)441)
	12.11	高田藩, 禄制改革に着手する((6)174)
		◇小千谷蠟座廃止される((4)512)
		◇新発田藩, 大小学寮制の発足に伴い, 従来の学寮を廃止する((5)517)
		◇越後, 大凶作で民衆窮迫(巳年の困窮), 夫食確保・年貢軽減を求める運動が起こる((6)208)
		◇三島郡小島谷村久須美秀三郎ら, アメリカ人技師を雇い, 刈羽郡妙法寺村で石油採掘を試みる((6)804)
1870	明治3. 1.10	民部省土木司, 大河津分水工事の着工を決め, 水原県はじめ関係2県8藩に対して資金調達などを命じる((6)251)
	2.25	金革隊・居之隊・北辰隊, 新政府軍の第三遊軍に編入される((6)107)
	2	小千谷県設置運動が起こる((6)206)
	3. 7	水原県が廃止され, 新潟県となる。県庁が水原から新潟町に移り, 三条西公允が知事となる((6)213)
	3.26	外務省, 新潟港で外国船を対象に米穀津留を断行する((6)147)
	3	小池内広, 新潟県管内を巡視, 神仏習合の実態を調査する((6)142)
	4.15	三条西新潟県知事, 新発田藩領沼垂村周辺の新潟県編入を政府に求める((6)213)
	5	政府, 柏崎県に対し, 窮民への米3500石の貸付けを許す((6)156)
	6.19	平松時厚(宮内権大丞), 新潟県知事となる((6)220)
	6.2	越後按察使が廃止される((6)220)
	7. 7	蒲原郡国上村で, 大河津分水工事の起工式が行われる((6)253)
	7.15	三島郡の旧桑名藩領村々に石代相場の是正を求める騒動が起こる((6)232)
	7.2	政府, 越後諸藩(新潟県・新発田藩・村上藩・村松藩・黒川藩・三日市藩など)に支配替えを命じる((6)213)。7月27日頃から反対運動が起こる((6)215)
	7.22	高崎藩領一ノ木戸陣屋管内42か村の農民約1000人, 大河津工事負担金の免除を求め, 寺泊分水役所に押し掛けようとし, 藩役人に阻止される。7月25日小中川村でも騒動起こる((6)254)
	7.23	古志郡栃尾郷村々で庄屋制廃止などを求める農民騒動が起こる((6)224)
	7.28	柏崎県, 騒動の責任を問い栃尾郷の庄屋全員を罷免する((6)225)
	8.19	政府, 支配替えに関係する越後諸藩に, すみやかな村替え地の受け渡しを命じる((6)218)
	8.29	柏崎県, 栃尾騒動の指導者を処罰する((6)227)
	8	新潟運上所, 天渡船12艘を建造。翌年7月各国駐在領事と「新潟天渡船約定」を結ぶ((6)434)
	9.1	政府, 「藩制」を布告し, 諸藩に藩政改革を命じる((6)186)
	9.18	新潟県, 支配替えに伴い, 三条局を置く((6)220)
	9.28	新潟県, 新たに管轄地となった地域の大庄屋を廃止する((6)220)
	9	新潟運上所と新潟県庁間に県内最初の電信線が架設される((6)434・495)

		9	長岡藩大参事三島億二郎, 政府に藩の窮状と救済を訴える(⑥194)
	10. 7		新潟県, 神仏混淆を禁じる布達を出す(⑥142)
		10.14	三条西元水原県知事, 独断で賑恤行為をした責任を問われ, 謹慎処分を受ける(⑥156)
		10.17	三根山藩を峰岡藩と改める(⑥170)
		10.22	政府, 知藩事牧野忠毅の願いにより, 長岡藩を廃し, 柏崎県に併合する。10月28日藩内に廃藩を告知する(⑥195)
		10	高田藩・与板藩, 藩政改革に着手する(⑥187)
	⑩.22		新発田藩, 禄制改革を実施する(⑥187)
	11. 1		柏崎県大参事南部広矛, 旧長岡藩士を集め, 帰農帰商の希望者を募る(⑥195)
		11.28	高田藩政庁(高田城)焼失する(⑥196)
		11	新発田藩の借財, この月までに36万両にのぼる(⑥189)
		12.15	村上藩, 戊辰戦争で焼失した城の放棄を願い, 許される(⑥196)
		12.2	外務省, 新潟県に外国人遊歩区域の図面作成を命じる(⑥149)
		12.25	新潟県, 曾根出張所を廃止する(⑥220)
		12	高田藩の借財が20万両, 与板藩10万両にのぼる(⑥189)
			◇三根山藩, 学問所と稽古場の文武両校を統合し, 入徳館と号す(⑤520)
			◇刈羽郡の農民96人, 北海道札幌村に入植する(⑥729)
1871	明治4. 1.		古志郡栃尾町油商人栄八, 賈金行使の罪で斬罪となる(⑥159)
	4. 4		戸籍法制定される。翌年2月1日より実施, 「壬申戸籍」編成される(⑥295)
	4. 6		高田藩, 蚕種の製造・販売に免許鑑札制度を設ける(⑥458)
		4.24	新潟県雇教師イギリス人キング, 賊に襲われ, 負傷する(⑥150・419)
		7.14	廃藩置県。越後10藩は県となり, 従来の新潟県・柏崎県・佐渡県と合わせて13県となる(⑥239)
		7.23	佐渡県, 牧畜振興のため, 民部省に乳牛の種牛貸与を願い出て許可される(⑥467)
		7	日本最初の鉄製蒸気船「新潟丸」が完成する(⑥434)
		8.2	新潟町に東京鎮台第一分営が置かれ, 11月～12月に旧新発田・米沢藩兵など8小隊が駐屯する(⑥299)
		8.28	政府穢多・非人の称を廃し, 身分・職業とも平民同様とする布告を出す(⑥295・297)
	9. 3		政府, 田畑勝手作りを許可する(⑥336)
		10	新発田県, 旧藩の借財と返済方法をまとめた「藩債取調帳」を新潟県に提出する(⑤829)
	11. 2		県知事を県令とし, 参事を府県に置く
		11.17	弥彦神社, 国幣中社となる(⑥524)
		11.2	越佐の各県廃止され, 新潟・柏崎・相川の三県となる。平松時厚が新潟県令となり, 新貞老が相川県権令となる。柏崎県には県令が発令されず, 鳥居断三参事が最高責任者となる(⑥240)
	12. 9		新貞老相川県権令免官となり, 鈴木重嶺が相川県参事に任じられる(⑥292)
		12	平松新潟県令, 旧県を出張所とし, 旧県保管の諸帳簿類の提出を求める覚書を発する(⑥240・241)
		12	新潟県, 開港場であることを理由に, 県庁に日の丸掲揚の許可を政府に求める。翌年3月許可を得る(⑥517)
		12	「北湊新聞」発刊。3か月で廃刊となる(⑥557)
1872	明治5. 1.		新潟県, 大河津分水工事促進のため正人足の増徴を命じる(⑥257)
		1	洋式技術の導入により, このころ佐渡鉱山諸職人の失業問題が深刻化し, 不穏な形勢となる。相川県, 予備邏卒組を編成し, 市中見回りと外国人技師の警固に当たらせる(⑥471)

	2.15	新潟県, 旧新発田県を接收する。このころ旧新発田県大参事窪田平兵衛, 士族一同に廃県に伴う身の処し方につき訓示する(⑥242)
	2.15	政府, 土地売買の禁をとく(⑥336)
	3. 1	坪井良作, 「北湊新聞」の発行権を得て, 発行を続ける(⑥558)
	3.14	神祇省を廃して, 教部省を設置する
	4. 3	この日から8日かけて, 大河津分水工事負担金免除を求める騒動起こる。群衆, 新潟県庁・柏崎県庁へ押し寄せる(⑥258)。4月8日新潟県, 鎮台兵の出兵を乞いこれを鎮圧する(⑥265)
	4. 9	政府, 庄屋・名主・年寄等の廃止と, 戸長・副戸長等の設置を命じる(⑥304)
	4	柏崎県に陸運会社設置される。9月新潟県にも設置。これにより近世以来の宿駅制度廃止となる(⑥483)
	5. 7	新潟港と夷港を結ぶ新潟丸(わが国最初の鉄製蒸気船)が就航する(⑥434)
	5.24	楠本正隆(外務大丞), 新潟県令となり, 6月14日着任する(⑥270・277)
	6.17	大河津分水工事に従事する数千人の雇い人足が乱闘する(⑥271)
	7. 1	新潟郵便役所が業務を開始する。6年4月新潟一等郵便役所と改称する(⑥493)
	7. 4	大蔵省, 全国に地券(壬申地券)交付を布達する(⑥336)
	7.27	楠本県令, 「取締所事務章程」を制定し, 治安対策をすすめる(⑥288)
	7.3	楠本県令, 新潟町の市中改革をはかり, 「市中心得」「布告書」を公布する(⑥289・498・543)
	7	楠本県令, 県の諸帳簿類の体裁, 処務順序や庁内規則を定める(⑥279)
	7	柏崎県, 壬申地券交付のための実地調査を命じる(⑥339)
	8. 3	「学制」が公布される(⑥383)
	8	新潟営所が完成する(⑥299)
	8	相川県, 皮革を県の「国産」とし, 「新平民」に皮革細工を伝習させることを布達する(⑥298)
	8	柏崎県, 全県下を11大区127小区に編成する(⑥314)
	8	新潟県, 壬申地券交付のための実地調査を命じる(⑥337)
	9. 8	新潟県, 全県下を12大区99小区に編成すると布達。10日「郡中改革大体書」を郡中惣代に下げ渡す(⑥306)
	9.29	楠本県令, 新潟町に「区中会議」を開設することを布達する(⑥320)
	10.23	楠本県令, 管内の遊女「解放」を命じ, 廃業により渡世困難な遊女・遊女屋には, 鑑札を与え営業を許可する(⑥506)
	10	新潟県, 民間休業日を定める(⑥515)
	10	柏崎県, 納屋元・網元の廃止を布達する。明治7年7月新潟県も布達する(⑥759)
	10	楠本県令, 「戸長章程」(⑥311), 貢納米金納の制(⑥284)を定め, 11月, 「民費支給例規」「民費課賦例規」を制定する(⑥313)
	10.24	新潟県, 小区ごとに捕丁各2人を置き, 巡視・取締りの任にあたらせる(⑥289)
	11.15	国立銀行条例が制定される(⑥447)
	11.22	楠本県令, 新潟の私立洋学校を県立に移管。翌年新潟学校と改称する(⑥419)
		◇佐渡新町村司馬凌海, 日本最初の独和辞典「和訳独逸辞典」を発行する(⑤616)
		◇このころ, 長岡・高田・柏崎・相川・新発田にそれぞれ洋学校が開校する(⑥420)
1873	明治6. 1.10	徴兵令が布告される(⑥299)
	1	新潟運上所, 新潟税関と改称される(⑥434)
	1	柏崎県が旧高田藩発行の藩札を整理中, 旧藩士による不正発行の事実が露見する(⑥246)

	1	相川県の山西敏, 集議院に佐渡の牧牛振興と県民への乳製品製造技術の伝習を建白する(⑥467)
	2	新潟県, 管内に割地廃止と所有者の確定を命じる(⑥371)
	3	柏崎県石川権参事, 徴兵浮説を戒める諭達を発する(⑥303)
	3	相川県, 鉱山失業者の救済をはかり, 授産場開設の計画書を作成する(⑥472)
	4.28	新潟県, 生糸改会社の本社を新潟に, 支社を村上・五泉に設置する。同月柏崎県でも魚沼郡堀之内と頸城郡木ノ浦に改会社を設置する(⑥460)
	4	新潟県, 村上士族に三面川鮭漁請負を認める(⑥378)
	4	新潟町に「違式●違条例」が布告される(⑥499)
	5.31	第四国立銀行設立許可を受ける。12月24日開業免状下付, 明治7年3月1日開業する(⑥448)
	5	新潟洋学校, 新潟学校と改称する(⑥421)
	6.1	政府, 柏崎県の新潟県への合併を告示する(⑥290)
	6	太政官より新潟遊園(白山公園)の設立認可が下る(⑥504 ⑦649)
	7. 2	新潟県活版局開設され, 「新潟県治報知」を創刊する(⑥283・558)
	7.17	今町港運漕会所設立され, 新潟～直江津間に定期航路が開かれる(⑥444)
	7.28	地租改正条例が布告される(⑥342)
	7	新潟町に私立新潟病院が建設され, 治療とともに医学生を募集し, 西洋医学教育を開始する(⑥429)
	7	楠本県令, 県内有力石油稼行人を結集, 県人による石油会社の設立をはかるが, 実現せず(⑥804)
	8. 8	相川県, 管下の公学数(町村維持の小学校)20, 生徒現員1910人, 私学なし, と政府に報告する(⑥384)
	8	新潟県道路等級区分が設定される(⑥488)
	8	楠本県令, 新潟学校を本校とし, 長岡・新発田・柏崎・高田の洋学校を分校とする方針を打ち出す(⑥421)
	8	長野石油会社長岡支社, 尼瀬油田で綱掘機械による試掘を行う(⑥804)
	9.28	新潟県, 25大区229小区に編成される(⑥317)
	9	楠本県令, 「区会心得」を発し, 県下各大区ごとに, 戸長を議員として区会を開くことを定める(⑥321)
	9	新潟県, 旧柏崎県管内に地券再調査を命じる(⑥340)
	10.22	オランダ人工師リンドー, 大河津分水の利害得失を調査, 工事中止を政府官員へ勧告する(⑥273)
	12. 4	坪井良作, 「新潟隔日新聞」を創刊する。翌年4月「新潟毎日新聞」と改題する(⑥558)
	12.27	政府, 家禄還納の制を定める。これにより新潟・柏崎県内士族の35パーセントに当たる2844人が家禄を奉還する(⑥374)
	12	相川県, 管内を3大区30小区に編成, 翌年1月1日より実施と布達する(⑥316)
		◇佐渡小木港の番所付き問屋制廃止される(⑤256)
		◇楠本県令, 県庁例規を定める(⑥279)
		◇この年から翌年にかけて, 石油坑を出願する者多数にのぼる(⑥805)
1874	明治7. 1. 4	新潟持寄米売買所設立される(⑥826)
	1.17	板垣退助ら, 「民撰議院設立建白書」を左院に提出する(⑥328・570)
	2.17	長岡・高田に地租改正調分局が置かれる(⑥341)
	2.19	官立新潟師範学校が設立される(⑥424・426)
	3.26	第11大区(東頸城郡)小4区5番組, 徴兵予定者6人の行方不明を報告する(⑥302)
	3	新潟県, 「貸座敷芸妓遊女規則」を制定する(⑥507)

	4. 5	新潟県, 新潟町勝楽寺に管内の戸長・計算掛を集めて「県会」を開く(⑥322・325)。県会, 新たに小区会の新設を決議する(⑥322)
	4.14	新潟県, 説得にも応ぜず断髪しない者の姓名を調査し, 届け出るよう命じる(⑥513)
	4.22	新潟県, 東半部(旧新潟県)の各大区ごとに2人の地租改正調惣代と, 各村に1人の改正調用掛の人選を命じる(⑥352)
	4.28	新潟県, 西半部(旧柏崎県)に対して, 各大区ごとに2人の地租改正調惣代と, 各村1人の改正調用掛の人選を命じる(⑥345)
	4	新潟県, 各地区ごとに酒造世話役を置き, 管内酒造業者の調査と酒税のとりまとめを命じる(⑥769)
	5.23	古志郡西中野俣村戸長, 子守に従事する女子を対象とする「子守学級」開設の許可を県に求める(⑥412)
	6.15	相川県中教院開設される(⑤529)
	7.2	新潟川汽船会社が設立される。10月10日に新潟・三条・長岡間に川蒸気船(魁丸)が就航する(⑥490)
	9.11	新潟県中教院が開設される(⑥529)
	10.2	蒲原郡金津村中野貫一, 村内自有地で石油の手掘鑿井に成功。10年以降灯油製造軌道に乗る(⑥809)
	12.23	新潟営所が廃止される(⑥300)
	12.27	官立新潟英語学校が設立される(新潟外国語学校を改める)(⑥424)
		◇小千谷町の山本比呂伎ら, 小千谷授産所を設置し, 絹織物産業の隆昌をはかる(⑥784)
1875	明治8. 1. 2	新潟・高田・相川3郵便所で為替業務を開始する。11月, 糸魚川・長岡・三条・新発田・柏崎・村上の6か所でも為替取扱いが認可される(⑥494)
	1	東半部(旧新潟県)の地租改正がはじまる(⑥345)
	2. 1	隆文社(印刷会社)が設立される(⑥558)
	2.21	楠本県令, 新潟町管内会所で第2回「県会」を開く(⑥328)
	2.25	新潟県の公金を扱う為替方が, 三井組から第四銀行に切り替えられる(⑥284・451)
	2.25	直江津町福永弥平, 新潟県令に内国通運会社直江津分社の設立を願い出る(⑥485)
	3.3	新潟県, 大河津分水工事の廃業を管内に通達する(⑥273)
	3	新潟県, 取締所を警察所, 捕亡吏を邏卒と改める(⑥289)
	3	新潟県, 1小区1人の勧農世話掛を置く(⑥751)
	4	頸城郡・魚沼郡・相川県に蚕種製造組合が設立される(⑥459)
	4	エジンバラ医療宣教会宣教師パーム, 新潟に赴任, 布教活動をはじめ。翌年9月本町に診療所を開き医療伝道を行う(⑥533)
	4	新潟県, 漁業に関する税の廃止を布達する(⑥761)
	5. 3	兵員不足のため, 陸軍徴兵使来県。高田・長岡・新潟で補充徴兵を実施する(⑥303)
	5.12	新潟県, 「紬・木綿濫造取締方法規則概目」を布達, 織物類の粗製濫造の防止と業者組合の結成を命じる(⑥785)。翌年1月, 縮布に対しても同様に布達する(⑥786)
	5	新潟持寄米売買所, 新潟米相場会社と改称する。明治10年3月8日, 新潟米商会所と改組される(⑥827)
	6	郵便集箱が新潟市街地10か所に設置される(⑥494)
	6	楠本県令, 新潟町に授業場を設置し, 芸娼妓の更生をはかる(⑥507)。翌年6月授業場を女紅場と改称する(⑥508)
	8	新潟県, 従来の用掛を戸長と改称し, 戸長は小区長と改める(⑥317)
	8.12	楠本県令, 内務大丞に転出する(⑥331)
	9	佐渡の地租改正がはじまる(⑥365)
	10	蒲原郡下所島新田に新潟樹芸場が開設される。この年3月農場の開墾, はじまる(⑥463)

	11. 7	新潟県令に永山盛輝(筑摩県権令)が起用される(⑥331)
	11	新潟町の地租改正が終わる(⑥365)
	12. 1	新潟県,「夜学教則」を布告し,学齢期を過ぎた未就学者を対象とする教授内容を示す(⑥412)
	12.18	新潟県,職制を改め,庶務・勸業・地租・警察・学務・出納の6課に分ける[稿本新潟県史制度部]
	12.19	政府,明治9年1月から県が取り立てる県税税目と徴収基準を許可する(⑥285)
	12	教員養成機関として小学講習所が開設される。翌年2月師範講習所と改称される(⑥426)
		◇横浜の油商瀧沢安之助,高田に石油商会を開き,翌年頸城郡荻平で石油採掘に成功する(⑥810)
1876	明治9. 1.16	西半部の地租改正会議,新潟で開催され,大区位の編成をめぐり紛糾する(⑥347)
	3.2	新潟県,勸業世話掛を各小区に置く(⑥464)
	4.18	政府,相川県の新潟県への合併を告示する(⑥292)
	4.25	新潟県,西半部各大区位の収穫米額決定のため,再び地租改正会議を開く(⑥348)
	4	相川県の合併により,新潟県28大区246小区に編成される(⑥293・317)
	4	新潟病院が県立に移管される。翌年,病院内の医学教育機関が新潟病院医学所と改称される(⑥429・647)
	5.11	新潟県へ旧相川県の土地・人民引き渡される(⑥293)
	5.28	三島億二郎ら長岡女紅場を開設する(以後,明治12年までに県内で5か所の女紅場が設立される)(⑥378・462・782)
	6.13	相川支庁が設置される。7月,「本庁支庁文書往復心得」「相川支庁権限」が定められる(⑥293)
	6	南魚沼郡上田組,「縮布濫製取締組約条書」を作成する(⑥786)
	7.12	永山県令,新潟学校の4分校を分離し,百工化学科の新設,英語講習科の併設を布告する(⑥424)
	7	アメリカ人ライマン,越後の油田調査を実施する(⑥808)
	7	新潟県,区戸長制を改め,小区長を廃止し,正副大区長を新設する(⑥317)。11月に戸長選挙法を制定する(⑥319)
	8. 4	新潟県,西半部の大区位に収穫見込額を提示し,提示額をもとに地価決定を命じる(⑥349)。反対運動起こる(⑥351)
	8. 5	政府,金禄公債証書発行条例を公布する(⑥376)
	8	新潟県,3ないし6小区ごとに衛生事務を行う衛生取締1人を設置すると布告する(⑥543~544)
	9.1	神宮権祢宜神田息胤ら,越後へ下り,12月11日まで県下各地を巡回,神風講社結成を呼びかける(⑥531)
	9.22	新潟県,産婆に仮免許を交付し,営業を許可する(⑦360)
	9	蒲原郡草倉銅山,古河市兵衛の所有となる(⑥480)
	9	遊行上人,越後に入り越後西部の寺々で説教する。十日町来迎寺で10日間に延べ9万4000人が来聴する(⑥528)
	10	新潟県,東半部に対し,大区ごとに村位編成を命じる(⑥353)
1877	明治10. 1. 4	政府,地租を地価の100分の2.5に軽減する(⑥362)
	2.13	県,町村惣代人に関する布達を出す(⑥330)
	2.15	西南戦争がはじまる(⑥380)
	2.2	新潟樹芸場を勸業試験場と改称し,さらに新潟農事試験場と改められる(⑥463)
	3.25	西南戦争に高田士族259人応募する。以後4月25日までに長岡士族80人,新発田士族471人など従軍願いが続出する(⑥380)
	3	永山県令,官立英語学校・官立師範学校および新潟県師範講習所を新潟学校に合併する。新潟学校は,講習・百工化学・英語学科・師範学科の4学科となる(⑥424・645)
	4. 7	隆文社,「新潟新聞」を創刊する(⑥332・558)

	4.16	永山県令, 各大区に「新潟新聞」の購読を求める(⑥559)
	5. 5	古志郡本所村斎藤捨蔵, 新潟新聞紙上で速やかなる「純粹ノ民選会」の開設を訴える(⑥332)
	5	県, 佐渡の田畑・宅地の地租改正終了を報告。明治9年6月にさかのぼって新税を施行する(⑥365)
	6.13	三島郡尼瀬町春日永太郎ら石油稼行人, 組合を結成し, 手掘井の試掘に着手。明治12年採油に成功する(⑥810)
	6	県, 新潟農事試験場に農学教場を設け, 農業教育を行う(⑥465)
	7. 9	県, 各正副区長, 戸長, 勸業世話係に「生糸改規則」を下し, 輸出生糸の品質向上をはかる(⑥461)
	7.15	西蒲原郡板井村萩野左門, 新潟新聞紙上で「府県民会」「大日本帝国民撰議院」の開設を主張する(⑥332)
	7	西半部(旧柏崎県)の地租改正が終わる(⑥352)
	11.25	鈴木昌司・小山宋四郎・八木原繁祉ら明十社を結成する(⑥566)
		◇村松士族永井誠蔵, 至誠社を創立。紅茶・緑茶の輸出を試みる(⑥379)
		◇長岡女紅場, 紬織から海気織(甲斐絹織)へと転換する(⑥783)